

木材利用助成制度

うきは地域材を使った新築等に 最大 60 万円を助成

うきは市の森林面積は 5,926ha ありますが、長期的な木材価格の低迷により、林業・木材産業を取り巻く環境は厳しく、荒廃森林の拡大を招き、国土保全等の公益的機能の低下や山村の過疎化が深刻な問題となっております。このような中、うきは市の森林・林業・木材づくりの振興施策の一環として、木材利用促進助成事業を平成 25 年度から実施しています。



【事業概要】

◇補助要件（下記の①～④の要件満たすこと。）

- ①うきは地域材（福岡県木材登録業者であり、うきは市内で木材の生産、加工及び販売に従事する者が取り扱う木材をいう。）の木材使用量が 70%以上であること（外材製材除く）。
- ②主要構造物（柱、桁、梁等）は、うきは地域材の乾燥材（平均含水率 20%以下の木材）を使用すること。

③うきは市内の建築業者の施工であること。

④申請者等が、市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していないこと。

※うきは地域材の木材確認は、補助申請時に木材証明書等で確認します。

◇対象者

個人、事業者

◇対象建築物

新築、増改築、リフォーム（戸建住宅、賃貸住宅、店舗、事務所、レストラン等）

◇補助額

建築に要する木材の 70%以上に、うきは地域材の木材を使用すれば、建築に要した木材使用量に対して下表の補助額とします。

木材使用量 (m ³)	補助額	
	通常	I・Uターン
25 以上	40 万円	60 万円
20～25 未満	30 万円	45 万円
15～20 未満	25 万円	38 万円
10～15 未満	15 万円	23 万円
5～10 未満	8 万円	12 万円
5 未満	1 m ³ 当たり 15,000 円	1 m ³ 当たり 22,500 円

※I・Uターン者とは、補助申請日より、前後 1 年の期間以内に市外からうきは市に新たに居住する方または事業を行う方とします。

【問合せ先】

〒839-1393 うきは市吉井町新治 316 番地

うきは市役所 農林振興課 林政係 Tel.75-4975 FAX 75-3114